#### 包括外部監査の結果に関する報告書(概要)

## I 包括外部監査人

税理士 鈴江 誠

#### Ⅱ 監査対象としたテーマ

「観光に関する施策に係る財務事務の執行について」

## Ⅲ テーマを選定した理由及び監査の着眼点

#### 1 テーマの選定理由

北海道には様々な地域資源があるが、その中でも「観光」は北海道を代表する資源であり、道民及び国内外の観光客の関心と期待が高く北海道経済の活性化に大いに寄与している。

全国平均を上回る人口減少やコロナ禍の影響による観光客減少や外出自粛によって打撃を受けた基幹産業である農業・漁業、観光業の再興及び強化は必須であり、ポストコロナを見据え、北海道ブランドの魅力を存分に発揮するためにこれらの資源を効率的に活用して地域の魅力を高めていくことが肝要と思われる。

観光資源は、全道各地に広く分布しており、観光サービスの拠点としての側面を持ちながら、雇用の創出といった点でも強い期待が持たれている。

こうしたことを踏まえ、北海道観光のくにづくり行動計画を推進するため、北海道における観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な執行状況及びその効果について、包括外部監査人の立場から検証するのが今後の道政の運営に当たり有用であると考え本テーマを選定した。

併せて、今回は、観光振興に資するものと考えられる地域特産品開発の一翼を担う 北海道立地域食品加工技術センターの運営に係る執行状況及びその効果についても 監査することとした。

#### 2 監査の着眼点

- (1) 財政収入及び支出に係る財務事務に関して、関連する法令、条例、規則等に基づいて適正に実施されているか
- (2) 財政収入及び支出に係る財務事務に関して客観性、経済性、効率性に問題がないか
- (3) 施設、設備、備品等は適正に維持管理がなされた上で、十分な活用が図られているか

(4) その事業に関連する効果測定が適正に行われているか、また過去の包括外部監査 において、「改善を要する事項」として意見を付された内容について、北海道が講 じた措置が適正におこなわれているか

# IV 監査の対象機関

経済部、各(総合)振興局、及び各機関の出先機関等

### V 外部監査の結果

監査対象事業について、着眼点に基づき監査を実施した結果、いずれの事業においても重大な法令違反となる行為は無く、概ね適正に執行されていることが認められたところであるが、一部の事項については、財務規則に定める取扱いを細部まで徹底して行っていないものなど留意すべき事項が認められた。

よって改善又は検討をすべき点について、次の区分により対応を求めた。

【指摘】早急に是正又は改善を求める事項 (6件)

【意見】監査の結果に添えて提出する意見 (11件)

(適法性、有効性、効率性、経済性等の観点から検討の必要がある事項) なお、指摘及び意見の具体的内容は、別紙のとおりである。

## VI 監査の総括

(1) 観光振興に関する事業について

北海道が観光振興に関する事業を行うに当たり、実に9割超を機構負担金事業として実施しており、観光協会等への支援事業においても、機構の負担額の算定上、機構の負担金額と同額以上の応募団体の負担を求めている中で、当該応募団体の負担額の中に現物協賛額を含めて算定がなされている。

この現物協賛額は、観光協会等への支援に係る負担金額に直結する大変重要なものであるが、当該評価額の算定に必要な基準について統一的な運用がなされていない。 同様の現物協賛において評価の異なるものが散見され、評価算定の妥当性と公平性を客観的に示す必要があると同時に、現状では人件費が現物協賛に含めていないが、人材不足のこの時代において、人手の拠出こそが現物協賛の中心にあって然るべきと思慮される。よって人件費を含めて現物協賛の範囲についても検討していくべきである。

また、機構は、北海道内における観光事業者によって構成されている団体であり、 その役職員の多くが観光事業者等からの出向者である。

機構との負担金事業において、機構が各事業ごとに委託事業者を選定し、観光振興 に関する事業を実施している以上、機構と機構の会員または役職員の出向元である観 光事業者等との関係性においては、公平性が十分に担保できるような措置が必要であ る。

事業ごとに企画提案審査会を開いているが、審査委員及び審査内容は原則として非公開であり、適切に行われているかは外部からは分からない。また、内規にある「審査委員が企画提案者の利害関係者と認められる場合には選任しない」といった規定についても、例えば「企画提案者の利害関係者」の具体的な範囲まで規定されているわけではない。

よって、上記のような公平性に係る対応は、負担金事業によって多額の公金を機構に拠出している観光局においても、常に念頭においておくべきものであり、より効率的な事業実施がなされるよう指導助言すべきである。

実績報告書等の公文書管理については、規則上、保管すべき記録が作成されていないものや、協定書に定められた様式によらず報告があったにも関わらず、決裁されていたことを確認した。

現行では、負担金事業において協定書だけが北海道と機構の契約根拠であるところ、 様式相違の不完全な履行状況下で事業精算が完了しており、確認が徹底されていない と判断する。

今後の再発防止策の策定を取っていただきたい。

#### (2) 北海道立地域食品加工技術センターの運営に係る事業

食品加工技術センター事業においては、施設の利用目的を厳格に解することなく 研修室の利用件数の増加等に向けた取組みをはじめ、より効率の高い運用を検討す べきである。

また、今回の監査対象施設においては、備品及び消耗品の取扱いについて、規定に 準拠しているとは言えない管理体制が取られているものもあった。

施設等の修繕における相見積もりの取得基準についても、規定上その基準は曖昧であり、随意契約の方法による場合は、相見積もりをとることを原則とし、例外的に単数見積もりで足りる場合でも、その例外的取扱いの基準を明確にすべきである。

備品の管理については、本来の規定通りに運用がなされていないものが散見され 各備品の特定が困難となり、備品管理に影響を及ぼす恐れがあると思われた。

備品台帳についても、北海道作成の備品台帳と財団作成の各備品台帳との記載について比較した結果、多数の備品について不整合な記載が見受けられた。

速やかに是正の上、当該誤りについては、備品の管理体制の不備に起因する可能 性があることから、その発生理由を含め検証すべきである。

北海道に寄贈された備品の取り扱いについては、北海道では当該備品の取得価格 を、0円と評価している事例が認められたが、これは当該備品の価値を適正に評価 しているとは言えず、例えば、当該資産を取得するために通常必要となる金額をもってその取得価格を算出すべきである。

センターの運営に必要な消耗品については、台帳を作成することなくその数量等 の照合も行われていなかった。

財団の財務会計規程に基づき、固定資産に準じて消耗品に関する台帳を作成して 消耗品を管理するべきである。

財団が所有する消耗品の取扱いについては、新旧指定管理者間において引継を要する場面を想定したマニュアル等は作成されていない。

北海道が、現在の指定管理者たる財団について指定管理が終了することを想定していないのではないか、との懸念が生じるものである。

消耗品の帰属に関する取扱いを含め、新旧指定管理者間における指定管理業務の 引継を想定したマニュアル等を作成すべきである。

現金管理についても北海道財務規則における現金管理規定通りとは言えない取扱いが見られた。

現金取引が発生する場合には現金実査が行われ、日々の現金有高と現金出納帳の残高が一致することは当然である。

また、現金は紛失、不正の恐れが高いため、保有する現金を最小限にしつつ常に現金の状況を把握できる内部統制を整備する必要がある。

北海道は、財団の現金管理について、委託業務処理要領及び北海道財務規則の趣旨に従い、定期的に現金実査を行う等、現金出納帳と実際の現金有高と一致しているかを確認させ、現金管理を徹底するように指導すべきである。

区分	内容
第1 観光振興に関する事業	
指摘(3)	・現物協賛の概念を観光協会等への支援に係る機構負担金事業に用いるのであれば、現物協賛に対する評価額の客観性と公平性を担保すること ・実績報告書の確認を徹底すること ・公文書管理規則上、保管すべき記録が作成されていない
意見(2)	・「どさんこ旅サロンの運営・利用促進事業費」は負担金事業が最善の 事業形態か再検討すべきである ・機構における負担金事業の公平性を確実に担保すべきである
第2 北海道	立地域食品加工技術センターの運営に係る事業
指摘(3)	<ul><li>・北海道と各財団が作成する備品台帳に認められた誤りについては、速やかに是正の上、その発生理由を含め検証すべきである</li><li>・オホーツク財団は、同財団の財務会計規程に基づき、固定資産に準じて消耗品に関する台帳を作成して消耗品を管理するべきである</li></ul>
	・北海道は、とかち財団の現金管理について、委託業務処理要領及び北海道財務規則の趣旨に従い、定期的に現金実査を行う等、現金出納帳と実際の現金有高と一致しているかを確認させ、現金管理を徹底するように指導すべきである
意見(9)	<ul> <li>利用目的を厳格に解することなく、研修室の利用件数の増加に向けた取組みを検討すべきである</li> <li>とかち財団が管理する建物庁舎の屋上に設置されている太陽光パネルについては、同庁舎と一体としてではなく、財産的価値のあるものとして個別に評価するべきである</li> <li>・随意契約の方法による場合は、相見積もりをとることを原則とし、例外的に単数見積もりで足りる場合でも、その例外的取扱いの基準を明確にするべきである</li> <li>・とかち財団の管理する備品につき、北海道の所有である備品と区別する趣旨で、財団の所有する備品であることを示すシールを貼付するなどして管理を行うべきである</li> <li>・とかち財団の管理する備品のうち、その性質上、各備品の特定を確実に行える場合を除き、当該備品には管理番号を明記したシールを貼付して管理を行うべきである</li> <li>・北海道がオホーツク財団より寄贈された備品については、当該資産を取得するために通常必要となる金額をもってその取得価格を算出すべきである</li> <li>・耐用年数が大幅に超過している機器につき、たとえ現状使用できる状態にあるとしても、各機器の重要性に軽重をつけるなどして、機器の更新をするべきである</li> <li>・消耗品につき、適切な量を購入・消費しているか否かを検討する趣旨で、当該物品の性質に応じた照合を行うことを検討するべきである</li> <li>・消耗品の帰属に関する取扱いを含め、新旧指定管理者間における指定</li> </ul>